建通新聞　2008/9/11

単品スライド

全品目対象 整備局に通達

価格上昇の定量証明必要

国土交通省は10日、契約後の個別資材の急激な価格変動分を請負額に反映する単品スライド条項の対象品目を、全品目に拡大する運用変更を各地方整備局に通達した。現行の鋼材類と燃料油の2品目以外で申請する場合は、その地域の工事価格上昇が積算資料で確認され、上昇要因を定量的に証明することが求められる。港湾空港関係工事でも同様の措置を通達した。

国交省

6月に策定した運用ルールでは、鋼材類か燃料油の価格変動が請負代金額の1%を超えた場合、受注者が申請すれば適用された。対象品目は「全国的な価格上昇」と限定していたため2品目だったが、今回、地域や工事の内容によっては主要な資材の価格が大きく上昇し、請負代金額が「不適当」となることが認められたため、全品目に拡大して地域的な価格上昇でも適用対象とすることにした。

変動額算定ルールは、2品目と同様に、単一品目の価格変動によって請負代金額が1%を超えて変動した場合とする。1%を超える部分を発注者が負担する。算定方法は鋼材類の計算法に準じ、提出資料なども鋼材類の方法を踏襲する。

ただ、これまでと異なり、価格上昇要因を明確にする必要がある。前提となるのは、品目の価格が積算資料で上昇していることで、その上昇要因は、原材料価格の上昇など、定量的に把握できる資料を提示する必要がある。

申請は工期末の2カ月前までで、経過措置として、工期末が12月31日より前の場合は、工期末の2カ月以内でも10月31日までの申請を認める。

申請を受け、甲乙協議で認められれば、同条項を適用する。通達では、整備局が適用する場合、事前に本省担当課（官房技術調査課）と協議することを求めている。

単品スライドについては、各地方整備局に相談窓口が設置されており、地方自治体などが適用する場合の相談も受け付ける。7月に国交省がまとめたマニュアルは、今後、見直す予定だ。

鋼材類と燃料油でのこれまでの申請件数は、直轄工事で約100件、都道府県工事で約200件となっている。

自治体、民間団体にも通知

国土交通省は10日、単品スライド条項の対象品目拡大に合わせ、各都道府県・政令市、主要民間27団体、建設業101団体に対して周知する文書を送付した。

また、農林水産省は10日、国交省と同様に対象品目を拡大する措置を各出先機関に通達した。防衛省も、対応を検討中で、近く国交省と同様の措置で通達する見通しだ。